

特定外来生物等専門家会合の運営方針（案）

平成 16 年 10 月 27 日 策定

令和 7 年〇月〇日 一部変更

1. 会合の公開

(1) 会合の公開・非公開

特定外来生物等専門家会合（以下「会合」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、座長は、会合を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

座長は、会合の公開に当たり、会合の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は、原則として認めないものとする。欠席した委員については、事務局からの資料送付等により、会合の状況を伝えるものとする。

座長は、会合の開催に当たり、必要に応じ関係者から意見を聴取することができるものとする。

3. 議事録

(1) 議事録の作成、配付

- ①議事録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②議事録の調整に当たっては、当該会合に出席した委員の了承を得るものとする。
- ③議事録は、会合に属する委員に配付するものとする。

(2) 議事録及び議事要旨の公開

- ①公開した会合の議事録は、公開するものとする。また、非公開とした会合の議事録であっても、会合が認めたときは、公開するものとする。
- ②会合について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③~~公開した会合の議事録（会合が公開を認めた議事録を含む。）~~及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載~~及び環境省閲覧窓口への備え付け~~により行うものとする。